



も何の支援も受けられない、それは明らかに職業差別じゃないかという切実な訴えなんですね。

私、それを読んで、ああと思つたんです。自分が実態も知らない、使つたこともないし、入つたこともないし、見たこともないわけで、よく知りもしないのに、何かちょっとといかがわしいというか、そういうイメージで私自身が捉えていたということに、今回の御相談で気づいたんです。私自身の中に、実は偏見とか差別、実態を知りもしないのに差別や偏見があるのかもしれないというふうに思つて、調べてみたんです。

な、一度も人に会わないでも寝泊まりできちゃう、そういう現状がある。

それから、アダルトビデオというのは、かつてはラブホテルでしか提供されていなかつたサー・ビスなんだそうですね。ところが、今は、さつきお昼時間に電話で確認しましたけれども、シティーホテルでもアダルトビデオはありますということでありました。

それから、男女が利用するというふうに一般的に思われていると思いますが、今は一人でそこを利用するというケースもふえていると。

それから、私に相談があつた方のをちょっとネットで調べてみました、遠くでしたから。外観とか部屋の中も写真が出ていたんですけども、

別に普通のビジネスホテルと変わらないなど。いわゆる、私がイメージしていたような、何か不才／＼がう／＼う／＼やう／＼な、な、ま、た、の、壁、は、つ

かならないな、そういう現状なんだな。  
さらに、東日本大震災のときは、被災者の家族  
連れ、みんなが家族でそこで寝泊まりするようになつたと。

そういう実態があるという中で、果たしてこの風営法の、さつきから出ている、性風俗関連特殊営業、性的サービスをする、ここに分類されてい

るのかが果たして正しいのか、実態にかなってい  
るのかということをきょうは問いたいわけであり  
ます。

そこで、時間も限られているんですが、あと二つ。まずは、ラブホテルの現時点での風営法上の位置づけと、ここ的位置づけになつていて

これまでの経緯をまず参考人に伺つておきたいと思います。

風営適正化法の目的は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することにござります。

ラブホテル等営業では、このような観点から問題が生じ得ることから、所要の規制を設けているところでございます。

現に、ラブホテル等を発生場所といたしましたして、昨年中、強制性交等を百六十八件、強制わいせつ等を四十三件認知しております、また、本年一月から四月末までの数値でございますけれども、児童買春、児童ポルノ禁止法違反を百五十六件検挙しているところでございます。

ラブホテル等営業に対しましては、営業の禁止区域や十八歳未満の者の客としての立ち入らせの禁止等の規制を設けているところでございまして、これらの規制は引き続き必要なものというふうに考えてございます。

○山川委員 ありがとうございます。

今のお答弁で、いろいろと問題があるんだ、強制わいせつとか強制性交とか、いろいろあるんだということはお答えいただいたんですが、ラブホテルという営業そのものが、経営者がそれをあつせんなどしているということであれば、それはつまりラブホテルという業態がいけないということになりますが、そうではなくて、そこで、場所としてそれが行われるということをもって、それをもって性風俗関連特殊営業に今もつて定めておき続けるのは、あるいは、もちろん、この中に定めるとともなお、ほかのものとは、性的サービスを直接その経営者があつせんするということとは切り離した形の法体系にすべきではないのかといふのが、今回、そういう考えに私は至つたわけであります。

それで、私は今回初めてこのことに直面していろいろ調べたんですけども、森大臣は、こういった問題、こういう現状とかこういった課題が提起されているということは多分御存じではないかと拝察いたします。

社会の変化や実態に合わなくなつた法律は速やかに改廃するというのが近代法治国家の唯一の立法院である国会の使命なのではないかと私は思つてお聞きするんですけども、例えば、風営法の二条六項四号には、専ら異性を同伴する客の宿泊の用に供する政令で定める施設というふうに書かれているんですが、今やLGBTのカップルなど

もいまで、この法文一つとってもちょっと合わないなど、うふうに思います。

もちろん、ラブホテルが建設されるような、国民の理解が得がたい実例ももちろんあるでしょう。

ですが、こういう社会の実態の変化に伴つて、この法律の見直しといふものの必要性について大臣がどう思われるか、御見解をお伺いしたいと

○松島委員長 思います。では、簡潔によろしく。  
○森国務大臣 お尋ねの法津は去る省の所管外で

ござりますので、法務大臣としてそのあり方に置いてお答えする立場にございませんので、お答えは差し空とさせて、ごめんなさい。

○山川委員　じゃ、残念ですが、森大臣の法律家としての意見を聞ければなと思いましたが、大臣としては答えられないということですので、関係の省庁に聞いていきたいと思います。

○松島委員長 速記をとめてください。  
〔速記中止〕

○松島委員長 それでは、速記を起りさせてください。  
い。

○藤野委員　日本共産黨の藤野保史です。黒川検事長の問題につきましては、後ほど質問させていただきます。

まず法案についてですけれども、悪質なあおり運転を取り締まつて事故を未然に防止していくこと、いうのは当然必要なことであります。しかし、午前中の参考人質疑でも参考人から指摘があったように、本法案というのは罪法定主義の観点から、参考人の表現をかりれば、表現が難しい、つまり、規定がかなり曖昧になつていて、検察官の裁量に左右されるという指摘もありました。つまり、処罰範囲が広がり過ぎるのではないか、こう

でもこの規定からは出てくると思います。

いう懸念が持たれているわけであります。まして

御趣旨の質問と捉えて、お答えを申し上げます。

御趣旨の質問と捉えてお答えを申し上げます。高速自動車道等でございましても、渋滞によつて他の走行車両が徐行や停止を繰り返しているような場合には、通行妨害目的で自己の運転する自

動車を被害車両の前方で停止させるなど、被害者車両に著しく接近することとなる方法で運転し、これにより被害者車両を停止又は徐行させ、そのうえで待ちこなしてから走行する。

よるな行為によつて人は死傷結果が生じたといつても、改正後の自動車運転死傷処罰法二条六号の罪の実行行為が予定している危険性が現実化

化したものとは言いたいと考えますので、当該行為と死傷結果との間の因果関係は認められず、同罪の处罚対象にはならないと考えております。

すなわち、目的の問題というよりは、今委員が指摘しているようなシチュエーションですと、も

ともと六号というのはとまっている車がないといふ前提の状況での危険性に着眼していますので、徐行、停止を繰り返している中ですと、そもそも

が、仮に事故が起きて死傷の結果が生じたとしても、その六号の実行行為が予定している、繰り返し犯行である、乞食往来を見三七二二つ二よな、二二

してすが、危険性が現実化したものではないとして、そこで、委員が御指摘のような事案につきましては、六号の危険運転致死傷罪の成立が認めら

○藤野委員 法制審の議論の中で、法務省の方は  
こう言つているんですね。今おっしゃられたよう  
れないと考えております。

な徐行と停止を繰り返していくような状況であれば、やはり因果関係が認めがたいと。今おつ

しゃがたとおりです。しかし、続けてこうおこしゃつて いるんです。渋滞が解消しつつあって、だんだん速度が上がっていく状態であれば適用が

あり得ると。だから、要するに、その区別というか境というか、今おっしゃったように、渋滞でとまっている、スタッフしてはいる、動かないといふ

のであればわかるんですが、法制審自身で、だんだん速度が上がっていく状態であれば適用があります

得るという話がされているわけで、そこはやはり懸念がまだ残っているというふうに思うんですね。

いう懸念が持たれているわけであります。ましてや、車の運転という国民の誰もがかかるる行為に関する刑罰規定の新設であり、裁判官裁判の対象にもなります。やはり慎重な検討が必要だと思ひますし、これから答弁で、そういう処罰範囲が拡大し過ぎるのではないかといつ懸念をしつかりと払拭していく必要があると思つております。

その点、大臣に、基本的な考え方でされども、法制審でも、実際に裁判所の方が、適用される方がかなり懸念を表明されて、解釈上疑義が生じないようにしてほしいということも言われております。やはり、大臣としても、立法者意思としてはつきりとさせていく必要があるという御認識でしようか。

○森国務大臣 法文に、処罰対象とすべきではないような場合も明記すべき等の議論がされたことは承知をしております。

こういったことについて、さまざま議論を踏まえて、これを条文化しようとしても当罰性のある場合を過不足なく捕捉できる要件を設けることが困難であることから、解釈上疑義が生じないようすることにより対処することが相当であるといふような議論がされたものと承知をしておりますので、この場、国会での審議や、また法制審での議論を踏まえて、本法律案の趣旨や意義等について国民の皆様に適切な周知に努めてまいりたいと思います。

○藤野委員 現行法は、二条の四号で、「通行中の人は車に著しく接近し」という能動的に規定をしているんですけども、改正案といいますか追加される規定は「著しく接近することとなる」という書きぶりでありますし、現行法が「重大な交通の危険を生じさせる速度」、生じさせる、こゝも能動的な規定なんすけれども、改正案といふのは「重大な交通の危険が生じることとなる」という規定ぶりであります。ですから、危険が生じることとなるという規定ですと、重大な危険が実際に発生してしまって、能動的な行為は不要になつて認定されてしまうおそれが、やはりどうし

でもこの規定からは出でると思います。ちょっとと具体的に聞きたいんですけれども、五号の要件によりますと、もう細かい要件は言いませんが、一般道での一時停車とか徐行とか、あるいは右折するので待っていて、信号待ちの状態で動き出したときとか、あるいは駐車場での駐停車、あるいはタクシーが、客がぱっと手を挙げたのでそれのためにとまるというような一時的な停止、こういうものも外形上は構成要件に当てはまる可能性があると思うんですが、こういうものを处罚範囲として限定していくというのはどのようにされるんでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の五号の罪は、被害者車両が重大な交通事故の危険が生ずることとなる速度で走行している場合に、加害者車両が通行妨害目的で被害者車両の前方で停止するなど、両方の車両が著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為を危険運転致死傷罪の対象とするものでございます。

この通行妨害目的というものは、再三申し上げておりますように、相手方の自由かつ安全な通行妨げることを積極的に意図することをいうものでありまして、これらについての未必的な認識、認容があるだけでは足りないものでございます。

お尋ねの行為がこの五号による处罚の対象となるか否かにつきましては、個別の事案ごとに具体的な事実関係に基づいて判断されるべき事柄であるため、一概にお答えすることは困難でございますが、今申し上げたように、五号の罪は、単に停止することだけではなく、今申し上げたような意味内容を持つた通行を妨害する目的との要件を満たす必要がございますので、この目的の要件を満たさない事案においてはこの五号の罪は成立しないと考へるところでござります。

○藤野委員 今、相手方の自由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図するという要件があるからこれで限定されるんだという御答弁でしたけれども、しかし、現行法の四号、現行法は、先ほど言つたように、著しく接近するという要件があ

りますので、ですから、そこはまず担保されるというのと、四号は、専ら通行を妨害する目的というには規定しておりません。していいんです。今回もしていいんです。先ほどおっしゃったように、積極的に意図するで足りるとされてるんですね。逆に、接近するという能動的行為は今回の要件から外れているわけで、審議会での議論でも、客観的要件がある意味広がるわけで、主観的要件で限定したらどうだ、例えば、専ら通行を妨害する目的、こういったものを入れたらどうだという議論もあったと思うんですね。しかし、結局、これが入ってないわけでありまして、本当に今答弁された積極的に意図するというこの要件で限定がされるのかというのを、やはり非常に私たちには懸念がまだあると思うんですね。

やはり、そういう意味で、五号の一般道でのさまざまなもの、正当などといいますか、普通の運転行為、停止行為、徐行行為、こういったものが本当に外形上、構成要件に当たはまつて処罰対象になりかねないという部分をしっかりと限定をしていく必要があると思っております。

六号についてもお聞きしますけれども、高速道路上であっても渋滞中というのは、渋滞ですから停止とか徐行が繰り返されるわけですね。それが渋滞であります。この渋滞中に後続車両が追突して死傷事故が起つたという場合、それが、今言つたような積極的な意図を持つて行われたものなのか、過失なのか、これは法文上、区別は難しいと思うんですけども、過失事故と今回の法案による犯罪との事故をどのように区別するんでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねは、高速道路上で渋滞、すなわち車が徐行や停止を繰り返している中で事故が起きた、こういった事案において、通行妨害目的を持った運転行為によるものなのか、それとも過失行為なのか、そこがわからないので、本来、通行妨害目的がない過失行為であってもこの危険運転致死傷罪の対象となることがあるのではないか、そういう

お答えを申し上げます。  
高速自動車道等でございましても、渋滞によつて他の走行車両が徐行や停止を繰り返しているような場合には、通行妨害目的で自己の運転する自動車を被害車両の前方で停止させるなど、被害者を車両に著しく接近することとなる方法で運転し、これにより被害者車両を停止又は徐行させ、そのような行為によつて人に死傷結果が生じたといつたものとは言いがたいと考えますので、当該行為と死傷結果との間の因果関係は認められず、しましても、改正後の自動車運転死傷処罰法二条六号の罪の実行行為が予定している危険性が現実化したものにはならないと考えております。  
すなわち、目的的問題というよりは、今委員が指摘しているようなシチュエーションですと、もともと六号というのはとまっている車がないといつて、前提の状況での危険性に着眼していますので、徐行、停止を繰り返している中ですと、そもそもが、仮に事故が起きて死傷の結果が生じたとしても、その六号の実行行為が予定している、繰り返しせども、危険性が現実化したものではないといつて、そこで、委員が御指摘のような事案につきましては、六号の危険運転致死傷罪の成立が認められないと考えております。



をこの目で今見ているような気がしますよ。  
要するに、処分権、今、冒頭確認しましたけれども、懲戒権者は処分内容については協議していないというわけですよ。処分権者と協議していないもので、懲戒にしないという判断をしたんじゃないんだ。だから閣議にかけなくていいんだと。全部、結果から後づけして、勝手に法の解釈を変えている。私は本当に、こういうやり方を与党の皆さんまでが是とするというのは、私は信じがたい。本当に信じがたい。

も、最後の処分のときでさえ、こうした処分の内容を処分権者とも全く協議しないで、任命権者とは別の人があなたをしないと決めて、処分をしないと決めたから閣議にかけなくていいんだと。そして、それを、内閣でもない総理大臣に報告して、異論がない旨を得たと。全くむちやくちやですよ。これが法治国家かということを本当に痛感と いうか、もう本当に許しがたいと思いますね。

結局、最も自然なのは、先ほど、二十二日の指摘もありました、黒岩委員から。私も本当にそう思います。あの時点では、プロセスについて限つて言えば、大臣の発言は、私はもつともだといふ部分が多かつたですよ。結局、内閣で判断したと、それをなぜ認めないのか。それを認めて、その中身を議論すればいいと思うんです。今私が言つているのは、プロセスを皆さんのがまかしていらっしゃるから、プロセスをしつかりと認めた上で、中身の、処分の適否についても、これは当然問題になります。しかし、今は、まさに手続き的部分であり得ないことが起こっているということあります。

それで、ちよつともう一点聞きたいんすすけれども、大臣、要するに、この内閣がやつてているというのは、私は、確かに行政権には一定の解釈権はあります。しかし、その解釈というのは、ある法律の規定について百八十度、これまで一貫して維持されてきた法解釈を百八十度変えるような、そんな解釈権までは内閣にはありません。それは事実上のその規定の法改正であつて、それは法改正を経るべきなんです。しかし、今行われているのは、まさに、今までずっと検察官には定年延長できないと言つてきた解釈を、できると百八十度変えるんですね。白を黒と言いかえるような話であります。これはもう解釈の範囲を超えていたと思うんですね。

大臣、お聞きしますが、憲法上、行政権といふのは法律に基づいて行わなければならない。やはり、百八十度異なる結論を出すことは、もはや解釈の範囲を超えていると思うんですね。そういう権限は、憲法上、内閣にはないんじゃないですか、大臣。

○森国務大臣 法令の解釈あるいはその変更というものについて、決まつた手続や方式があるわけではないものと承知をしております。

その上で、法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮するなどして論理的に確定されるべきものであり、検討を行つた結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないと理解しております。

○藤野委員 至当ならば許されるとおっしゃいましたけれども、百八十度変えるような、白を黒というような解釈は、それはもう解釈ではないんですよ。

しかも、それがどういう説明で行われているか、いわゆる閣議請議により閣議決定されたといった正直なプロセスを経たから、今回、この閣議決定

それで、ちょっとともう一点聞きたいんすけれども、大臣、要するに、この内閣がやつていると、いうのは、私は、確かに行政権には一定の解釈権はあります。しかし、その解釈というのは、ある法律の規定について百八十度、これまで一貫して維持されてきた法解釈を百八十度変えるような、そんな解釈権までは内閣にはありません。それは事実上のその規定の法改正であって、それは法改正を経るべきなんです。しかし、今行われているのは、まさに、今までずっと検察官には定年延長できないと言つてきた解釈を、できると百八十度変えるんですね。白を黒と言いかえるような話であります。これはもう解釈の範囲を超えていると、思うんですね。

大臣、お聞きしますが、憲法上、行政権というのは法律に基づいて行わなければならぬ。やはり、百八十度異なる結論を出すことは、もはや解釈の範囲を超えていると思うんですね。そういう権限は、憲法上、内閣にはないんじゃないですか？

は脱法的なものではないという答弁をされております。

しかし、逆に、閣議請議と閣議決定という行政府の中だけのプロセスで行われていてからこそ問題なんですね。事実上の解釈変更というよりは、事実上の法改正に当たるようなことを閣議請議と閣議決定という行政内部のプロセスだけでやつてしまつた。これを放置しますと、政府が閣議決定で、法律の文言や制定、改正の経緯を全く無視して、それまでの解釈をどんどん変えていく、こういうことが許されかねない、許されてしまう。だから、国会で決めた法律がどのように運用されるかは全て政府次第ということになつて、法の支配、法治国家としてのあり方の根幹が揺らぐわけですね、こういうやり方を許すと。

ですから、こういう解釈、そしてその解釈のもとになつた閣議決定、これはもう絶対に撤回をしなければならないというふうに思うんですね。大臣、これは撤回が必要じゃないですか。

○森国務大臣 勤務延長についての解釈変更についてでございますが、検察庁法上、検察官について勤務延長を認めない旨の規定はございません。その上で、検察庁法で定められる検察官の定年による退職の特例は定年年齢と退職時期の二点であります。國家公務員が定年により退職するという規範そのものは、検察官であつても一般法たる国家公務員法によつているというべきであること、そして、勤務延長の趣旨は検察官にもひとしく及ぶことなどから、検察官の勤務延長について、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈したわけでございます。

有権解釈として、検察庁法を所管する法務省において適正なプロセスを経て解釈をしたものでございます。

○藤野委員 ですから、今のが、法解釈の範囲を超えた百八十度真逆の結論を導き出すための事実上の法改正だと言つているんです。

しかも、私は、規定がない理由などというのを聞いていないんですね。規定がない、勤務延長を

は脱法的なものではないという答弁をされております。

しかし、逆に、閣議請議と閣議決定という行政府の中だけのプロセスで行われているからこそ問題なんですね。事実上の解釈変更というよりは、事実上の法改正に当たるようなことを閣議請議と閣議決定という行政内部のプロセスだけでやつてしまつた。これを放置しますと、政府が閣議決定で、法律の文言や制定、改正の経緯を全く無視して、それまでの解釈をどんどん変えていく、こういうことが許されかねない、許されてしまう。だから、国会で決めた法律がどのように運用されるかは全て政府次第ということになつて、法の支配、法治国家としてのあり方の根幹が揺らぐわけですね、こういうやり方を許すと。

ですから、こういう解釈、そしてその解釈のもとになつた閣議決定、これはもう絶対に撤回をしなければならないというふうに思うんですね。大臣、これは撤回が必要じゃないですか。

認めるという規定はありませんと言いますけれども、そんなことは聞いておりません。現行法にちゃんと、六十三歳そして六十五歳になつたらやめると、年齢だけで規定した規定はあるわけですね。この規定の趣旨は答えずに、いや、その規定がない、認めないという規定はない、またこれも読みかえて、勝手にすりかえて答弁をする。それで、認めない規定がない理由は見当たらないと。二重に、自分たちでつくり出して、認めないと。理由、規定がない、その理由が見当たらないと。当然ですよ。ですから、こういう解釈を超えたやり方で、事実上の立法権の侵害を行う、そして検察官の独立性、ひいては司法権を脅かすということが行われているわけです。

先ほど、一般職の公務員とおっしゃいました、大臣。しかし、裁判官も検察官もいはずれも国家公務員ですけれども、もちろん裁判官は特別職ですけれども、しかし、現行法は特別職の裁判官に準じて検察官には厚い身分保障を与えていたんですね。憲法七十六条に基づいて、裁判所法四十八条と検察官法二十五条によつて活動中の身分保障、そしてその出口として定年の部分については、裁判所法は五十条で、検察官法は二十二条で、いずれにつけても年齢で。一切の延長や再任用が認められておりません。これが現行法なんです。ですから、検察官の特殊性からいつても、今言つた一般職だからという理由は現行法に反するんですね。現行法が既に違う扱いをしているんです、一般職である検察官に。裁判官に準じているんです。

ですから、大臣、そうした解釈を超えた事実上の立法行為でこうした違憲、違法の定年延長を行つた。ですから、大臣、これは撤回していただかないといけない。閣議決定と法案の特例部分、これを撤回しなければ、第一、第三の黒川氏が生まるるというふうに思います。

検事長経験者やあるいは特捜部という政治や巨悪と向き合い続けてきた皆さんがなぜ今回の法案そして閣議決定に反対しているかというのは、今

申し上げたような重大な問題があるからですね。ですから、この閣議決定の撤回、大臣、先ほど言つた理由以外にこれを撤回しない理由というのはあるんですか。

○森國務大臣 まず閣議決定は、黒川前検事長の勤務延長についての閣議決定でございますが、この理由は、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査、公判に対応するためには、同高等検察院検事長黒川弘務の検察官としての豊富な経験、知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、同人には、当分の間、引き続き同検事長の職務を遂行させる必要があると閣議請議に理由を書いて閣議決定したものであり、適正であると考えております。

○藤野委員 どうしても定年延長が必要なら、法改正をすればよかつたんです。私が言っているのは、それをせずに閣内だけで決定してしまった、これを許すと、今後、国会がどんな法律をつくつても閣議決定でその解釈が変えられて、百八十度違う結論が導き出されてしまう。どんな法律をつくつてもそうなりかねないんです。ですから、今おつしやったように、黒川さんがどうしても云々というのであれば、法改正をすべきであった。

しかも、この閣議決定に至る過程も、これまでの審議で、もうむちやくちやです。我々が、法務省内における解釈変更の検討を行つたことについての裏づけ根拠、裏づけ資料、これを求めましたが、今までまとまなものは出てきておりません。内部メモ程度のものであります。

公文書管理法四条というのは、行政機関の意思決定過程の合理的な検証を可能にする文書の作成を義務づけている。にもかかわらず、これを出してこないんです。毎日新聞が情報開示を求めましたが、議事録などはつくっていないということが明らかになりました。野党側が、当該文書の作成日時だけでも明らかにしてほしいということで、その日時の電子プロパティー、この開示を求めま

したけれども、これも拒否し続けております。agueの果てには、口頭決裁だとおっしゃつて、この解釈変更は、省内で、口頭決裁で議事録なし、これで信用するという方がよっぽど無理なんですね。

したけれども、これも拒否し続けております。で加えます改正後の五号、六号においても同様の理由には、この解釈変更は、省内で、口頭決裁で議事録を外すので、短くお願いします。

○松島委員長 済みません。質疑時間が終了しました。

○藤野委員 結局 法治国家を壊すようなこの法解釈と、その大もとにある閣議決定、そして法案の特例部分の撤回、これを求めて、質問を終わります。

○松島委員長 次に、串田誠一さん。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一でござります。

きょう午前中行なわれました参考人質疑で、この法律の四号、五号、六号というものの関係が大変よくわかりました。参考人質疑を設定していくだいたい松島委員長には感謝をさせていただきたいと思います。

そこで、川原刑事局長にお聞きをしたいんですが、何度か、妨害する目的の中に、積極的に意図するということで限定をするような発言がございましたが、この限定がないままこの法律が運用されるということは問題があるんでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申します。

通行妨害目的というのは、危険運転致死傷罪、現行の四号がつくられたときに入つたものでございまして、先ほど来大臣からも答弁されておられましたように、危険運転致死傷罪というのは、悪質な故意の危険な運転行為に着眼して、傷害罪又は傷害致死罪類似の結果的加重犯として重く処罰するものでございます。そういう罪の处罚の範囲を的確に画する、すなわち、处罚範囲をそうやって重い处罚に値する行為に限定するためにその要件を設けまして、そのとき以来、積極的に意図するというものであるということを説明をさせていただいております。

したがつて、そういう处罚の範囲を画するという観点からは、積極的に意図するというところ

が必要であると考えております。今回の法改正で、この場合は目的であり、主觀的要件でござります。同じように主觀的要件として故意がございまます。同一のことで故意がございませんが、目的といふもので、事実の認識、認容を